

公 示

下記のとおり、令和7年度安全な農畜水産物安定供給のための包括的レギュラトリーサイエンス研究推進委託事業のうち短期課題解決型研究（新規課題）に係る企画競争参加者を募集します。

記

1 事業名

令和7年度安全な農畜水産物安定供給のための包括的レギュラトリーサイエンス研究推進委託事業のうち短期課題解決型研究（新規課題）

2 概要

食の安全及び消費者の信頼を向上させるためには、食品中に含まれる有害化学物質・有害微生物、動物の伝染性疾病や植物の病害虫に関するリスク管理を、科学的知見に基づいて効果的・効率的に実施し、安全な農畜水産物を安定的に供給していくことが重要です。

本事業は、食品安全、動物衛生、植物防疫等の分野において、法令・基準・規則等の行政施策・措置の決定に必要な科学的知見を得るための研究（レギュラトリーサイエンス※に属する研究）を実施し、その研究成果を行政施策・措置に反映することにより、安全な国産農畜水産物の安定供給に貢献することを目的としています。

※ レギュラトリーサイエンス：科学的知見と、規制などの行政施策・措置との間を橋渡しする科学

3 公募課題

食品安全、動物衛生及び植物防疫に関する試験研究課題を令和7年度安全な農畜水産物安定供給のための包括的レギュラトリーサイエンス研究推進委託事業のうち短期課題解決型研究（新規課題）応募要領（以下「応募要領」という。）に掲載します。

各研究課題の詳細、応募資格、応募に当たっての注意事項等を応募要領で御確認いただき、様式に従って企画提案書を作成し、提出してください。

4 事業実施期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

5 研究実施期間及び予算額（経費限度額）

応募要領に掲載するとおりとします。

6 応募資格

応募要領に掲載するとおりとします。

7 契約条項を示す場所、応募要領を交付する場所及び期間

（1）日 時 令和7年7月24日から令和7年9月5日（ただし、行政機関の休日を除く。）10時から17時

（2）場 所 農林水産省大臣官房予算課契約班（本館1階ドアNo.本135）
また、農林水産省のホームページ及び府省共通研究開発管理システム（e-Rad）ポータルサイト（<https://www.e-rad.go.jp/>）に掲載します。

8 公募に係る説明会の開催

（1）日 時 令和7年7月31日 13時30分から

（2）開催方法 Web開催

出席を希望する方は、令和 7 年 7 月 29 日 12 時までに農林水産省の Web サイト (https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/syouan/gijyutu/rsr7t_app.html) で申し込んでください。詳細な日時・開催方法につきましては、農林水産省ホームページに掲載します。

【応募説明資料 URL】

https://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/regulatory_science/rsr7-1.html

【問い合わせフォーム URL】

https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/syouan/gijyutu/rsr7t_qa.html

9 応募方法等に関する事項

本委託事業への参加を希望する研究機関は、応募要領を確認していただき、様式に従って企画提案書を作成し、提出してください。

(1) 企画提案書等の提出期限 令和 7 年 9 月 8 日 17 時まで

(2) 応募者は府省共通研究開発管理システム (e-Rad) を利用して上記期限までに電子申請を行ってください。郵送、持参、電子メール等による提出は受け付けませんので御注意ください。

※ (e-Rad) を利用した電子申請の詳細については応募要領別紙 5 を御覧ください。

10 問い合わせ先

【e-Rad について】

e-Rad ヘルプデスク

T E L : 0570-057-060 (又は 03-6631-0622)

※e-Rad ポータルサイトの「お問合せ方法」

(<https://www.e-rad.go.jp/contact.html>) も御確認ください。

【応募要領全般について】

農林水産省消費・安全局食品安全政策課食品安全科学室

レギュラトリーサイエンス対応推進班 担当者 西留

電話：03-3502-5722

【契約締結について】

農林水産省大臣官房予算課契約班 担当者 山本

電話：03-6744-7162

11 その他

本公示に記載なき事項は、応募要領によります。

以上公示する。

令和 7 年 7 月 24 日

支出負担行為担当官

農林水産省大臣官房参事官 (経理)

須田 亙

お知らせ

- 1 農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀規程（平成 19 年農林水産省訓令第 22 号）が制定されています。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施します。詳しくは、当省のホームページ
(https://www.maff.go.jp/j/supply/sonota/pdf/260403_jigyousya.pdf) を御覧ください。
- 2 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針 2020 について（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。
- 3 農林水産省では電子調達システムを利用した電子入札・電子契約を推進しています。
詳しくは調達ポータルホームページ
(<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA01/OZA0101>) をご覧下さい。